

奈良市公報

号外第14号

令和2年2月規則等

令和2年7月20日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社JITSUGYO

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
2 7	1	奈良市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則	健康増進課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
2 7	62	奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する懇話会開催要綱	保育所・幼稚園課
2 14	72	奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱	人権政策課
2 18	74	奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示	介護福祉課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
2 12	2	奈良市小中学校給食運営検討会開催要綱	保健給食課

規 則

奈良市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第1号

奈良市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市予防接種健康被害調査委員会規則（平成27年奈良市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第10条中「奈良市保健所保健予防課」を「健康増進課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年2月7日揭示済）

告 示

奈良市告示第62号

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する懇話会開催要綱を次のように定める。

令和2年2月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する懇話会開催要綱

（趣旨）

第1条 本市において特定教育・保育施設等の教育・保育給付認定及び利用調整並びに施設等利用給付認定に当たり、学識経験を有する者その他専門的な知見を有する者から幅広い意見又は助言を求めるため、奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

（意見等を求める事項）

第3条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育・保育給付認定に関すること。
- (2) 施設等利用給付認定に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設等の利用調整及び利用要請に関すること。
- (4) その他子ども・子育て支援法の施行に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

（参加者）

第4条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 弁護士

(3) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

（運営）

第5条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（分科会）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、保育所・幼稚園課において処理する。

（施行の細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年2月7日から施行する。

（令和2年2月7日揭示済）

奈良市告示第72号

奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱を次のように定める。

令和2年2月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、奈良市人権文化のまちづくり条例（平成21年奈良市条例第19号）の規定に基づき、あらゆる人権侵害をなくし、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認めあう人権文化の根付いた明るくふれあいのある奈良市の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いをその人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。

(3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。

(2) 住所について、次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3箇月以内に市内への転入を予定していること。

ウ 双方が3箇月以内に市内への転入を予定していること。

(3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者で同居している者を含む。)がないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。

(4) 宣誓をしようとする者同士が近親者(民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係をいう。)でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(別記第1号様式。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップの宣誓に関する確認書(別記第2号様式。以下「確認書」という。)に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、持参の上市長に提出するものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し(3箇月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。)(市内への転入を予定している者については、その転入の予定の事実を確認することができる書類)

(2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書(外国人にあっては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書。この場合においては、当該文書の日本語訳を添付すること。)(3箇月以内に発行されたものに限る。)

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第1項の規定にかかわらず、宣誓をしようとする者(以下この項において「当事者」という。)の一方又は双方が宣誓書及び確認書に自書することができないときは、当該宣誓書及び確認書は、市職員及び当事者双方の立会いの下で当該当事者以外の者に代筆させることができる。(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 住民基本台帳カード(顔写真が貼付されたものに限る。)

(3) 旅券

(4) 運転免許証

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、本人であることの確認は、市長が適当と認める書類の提示を求めることにより行うことができる。

(通称の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和(自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。)であることを認める場合は、宣誓書、確認書及び第8条に規定するパートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書において、氏名と併せて社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)を使用することができるものとする。

2 市長は、前項の場合においては、次条に規定する証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用することができるものとする。

(宣誓登録及び証明書等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓した者(以下「宣誓者」という。)が第3条の要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者をパートナーシップ宣誓登録簿(以下「登録簿」という。)に登録し、宣誓者双方へパートナーシップ宣誓証明書(別記第3号様式。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(別記第4号様式。以下「証明カード」という。)に宣誓書及び確認書の写しを添えて交付するものとする。

(証明書及び証明カードの再交付)

第8条 証明書及び証明カードの交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、当該証明書又は証明カードを紛失し、汚損し、又は破損したときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(別記第5号様式)により市長に申請することができる。

2 前項の規定による申請があつたときは、市長は、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(事実に関する届出)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに受領者の一方又は双方が来庁して、パートナーシップ宣誓書の事実に関する届出書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事実に変更があつたとき。

(2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 受領者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(4) 受領者の一方が死亡したとき。

(登録簿の変更等)

第10条 市長は、前条の規定による届出を受理したとき(同条第1号に掲げる場合に限る。)は、登録簿の記載内容を変更し、必要に応じて受領者に対して証明書及び証明

第2号様式(第4条関係)

(裏面)

奈良市パートナーシップの宣誓をしようとする方は、次の事項をよく読み、了解のうえ宣誓を行ってください。

- 奈良市パートナーシップの宣誓について
奈良市では、あらゆる人権侵害をなくし、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認めあう人権文化の根付いた明るくふれあいのあるまちづくりを目指し、パートナーシップの宣誓制度を実施しています。
- パートナーシップの宣誓は、市政の中で運用するものであり、宣誓によって何らかの法律上の効果(婚姻、相続、税金の控除等)が生じるものではありません。

■注意事項について

- 1 宣誓が完了し、証明書及び証明カードの交付を受けた場合は、「奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。
- 2 証明書及び証明カードの交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにパートナーシップ宣誓書の事実に関する届出書(第6号様式)を、市長が指定する場所に、受領者の一方又は双方が来庁し提出してください。
 - (1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
 - (2) 双方が市内の住所を有しなくなったとき。
 - (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者で同居している者を含む。)を有するようになるか、又は宣誓者以外の者とパートナーシップになったとき。
 - (4) 宣誓した者同士が近親者となったとき。
 - (5) 受領者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
 - (6) 受領者の一方が死亡したとき。
- 3 2(2)から(6)に基づく届出を行う受領者は、交付された証明書及び証明カードを返還してください。ただし、2(2)に該当する場合で、受領者の一方が転勤、家族の看護その他やむを得ない理由により市内に居住することが困難となった場合は、この限りではありません。
- 4 受領者が以下のいずれかに該当することが判明したときは、登録簿から削除します。また交付された証明書及び証明カードを直ちに返還してください。
 - (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (2) 証明書又は証明カードを不正に利用したとき。

宣誓登録番号

パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、「奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」の規定に基づき、下記の内容を確認しました。

年 月 日

氏名 _____ 氏名 _____

(通称 _____) (通称 _____)

住所 _____ 住所 _____

【代筆者の場合(第4条第3項)】

【代筆者】 _____ 住所 _____

【代筆者】 _____ 住所 _____

要綱の規定	確 認 事 項	確 認 欄
第2条第2号	《パートナーシップの関係にある》 互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係である。	(該当するものに□に「○」をつけてください) <input type="checkbox"/> 該当します <input type="checkbox"/> 該当しません <input type="checkbox"/> 宣誓できません
第3条第1号	《対象者の要件》 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している。	<input type="checkbox"/> 該当します <input type="checkbox"/> 該当しません <input type="checkbox"/> 宣誓できません
第3条第2号	下記のいずれかに該当すること。 ア 双方が市内に住所を有している。 イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3箇月以内に市内への転入を予定している。 ウ 双方が3箇月以内に市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ア・イ・ウいずれにも該当しません <input type="checkbox"/> 宣誓できません
		転入予定日: _____ 年 月 日 <input type="checkbox"/> ウに該当します 該当者名 _____ 転入予定日: _____ 年 月 日
	※イまたはウの場合は、市内に住所を移した後、世帯全員の住民票の写し(3箇月以内に発行され、総務を記載したもの。)を提出すること。	該当者名 _____ 転入予定日: _____ 年 月 日

第3号様式(第7条関係)

(裏面)

(表面)

要綱の規定	確認事項		確認欄
	項目	※お二人で確認してください。 (該当するものに口に「レ」をつけてください)	
第3条第3号	《親身であること》 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者)で同居している者を含む。)がないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにな	<input type="checkbox"/> 該当します	<input type="checkbox"/> 該当しません →宣誓できません
第3条第4号	《近親者でないこと》 宣誓をしようとする者同士が近親者(民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係)でない。	<input type="checkbox"/> 該当します	<input type="checkbox"/> 該当しません →宣誓できません
第9条	《事実に関する届出》 第9条の各号のいずれかに該当するときは、連やかにパートナーシップ登録書の取消しに関する届出書(第6号様式)を受領者の一方又は双方が来庁し、届出書を提出してください。	<input type="checkbox"/> 確認いたしました。	
第10条第1項	《登録簿の変更等》 第9条第1号に該当するときは、登録簿の記載内容を変更し、必要に応じて受領者に対して証明書及び証明カードの再発行を行います。	<input type="checkbox"/> 確認いたしました。	
第10条第2項	第9条第2号から第4号に該当するときは、登録簿から削除します。 ただし、受領者の一方が転勤、家族の看護その他やむを得ない理由により市内に居住することが困難となったことに伴い、要件を満たさなくなった場合は、この限りではありません。	<input type="checkbox"/> 確認いたしました。	
第10条第3項	偽りその他不正の手段により登録を受けたとき、証明書又は証明カードを不正に利用したときは、登録簿から削除します。	<input type="checkbox"/> 確認いたしました。	
第10条第4項	登録簿から削除された場合は、交付された証明書及び証明カードを直ちに返還してください。	<input type="checkbox"/> 確認いたしました。	

宣誓登録番号

パートナーシップ宣誓証明書

様 様

ここにお二人が、「奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

これからの人生を互いに支え合い歩まれる、お二人のご多幸を祈念いたします。
奈良市は、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認めあう人権文化の
根付いた明るくふれあいのあるまちづくりを目指しています。

今後とも、お二人が奈良市でいきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日

奈良市長

印

第4号様式（第7条関係）

(表面)

パートナーシップ宣誓証明書

第 _____ 号 _____ 様

奈良市パートナーシップの宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日
奈良市長 印

(裏面)

奈良市では、あらゆる人権侵害をなくし、一人一人が互いに人権を尊重し、
多様性を認め合う人権文化の根付いた明るくふれあいのあるまちづくりを目指し、
パートナーシップの宣誓制度を実施しています。

この証明書は、互いをその人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを市長に宣誓したお二人に交付しています。

パートナーシップの宣誓は、市政の中で適用するものであり、宣誓によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この趣旨を十分に理解いただきますようお願いいたします。

特記事項欄（表面に通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載いたします。）

備考

- 1 寸法は、縦54mm、横86mmとする。
- 2 特記事項欄には、戸籍上の氏名及び再交付をした場合の交付年月日を記載する。

戸籍上の氏名

戸籍上の氏名

※ 表面に通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載いたします。

第5号様式 (第8条関係)

(表面)

パートナースhip宣誓証明等再交付申請書

事務処理欄

年 月 日 付けで交付を受けたパートナースhip宣誓証明書(パートナ
ーシッp宣誓証明カード)の再交付を受けたいので、奈良市パートナースhip宣誓制度実施要綱第
8条第1項の規定により申請いたします。

再交付を希望する理由 (いづかに○をしてください。)

- (1) 紛失
- (2) 汚損
- (3) 破損
- (4) その他 ()

【交付を希望するもの】

- パートナースhip宣誓証明書 (1 ・ 2) 枚
- パートナースhip宣誓証明カード (1 ・ 2) 枚

年 月 日

(住所)

(氏名) _____

(通称) 【 _____ 】

(住所) _____

(氏名) _____

(通称) 【 _____ 】

[代筆の場合] _____

[代筆者] (氏名) _____

(裏面)

宣誓登録番号

	(氏名)	(氏名)
本人確認書 類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 <small>(※本人の顔写真が貼付されたものに限る。)</small>	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 <small>(※本人の顔写真が貼付されたものに限る。)</small>

※ その他…(官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証)

※ 上記の書類がない場合は、次の①のうちから1点と②のうちから1点

- ① 写真付きの学生証や法人の発行した身分証明書等
- ② 健康保険証、年金手帳、年金証書等

確認者

第6号様式(第9条関係)

(表面)

パートナーシップ宣誓書の事実に関する届出書

(宛先) 奈良市長

下記のとおり「奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」第9条の規定により届出します。

届出日 年 月 日

氏名	届出者	パートナー
登録を受けた日	年 月 日	
宣誓登録番号	第 号	
届出の理由	<input type="checkbox"/> 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事実に変更があった。 変更する登録者：..... 変更前：..... 変更後：..... <input type="checkbox"/> 市内での住所変更：※(1) <input type="checkbox"/> 第10条第2項ただし書：※(2) 理由 [] <input type="checkbox"/> 氏名の変更：※(3) <input type="checkbox"/> 第3条第2号から第4号までに掲げる要件を満たさなくなった。 <input type="checkbox"/> 受領者の意思によりパートナーシップが解消された。 <input type="checkbox"/> 受領者の一方が死亡した。	

第3条第2号から第4号までに掲げる要件を満たさなくなったとき(第10条第2項ただし書に規定する理由により要件を満たさなくなった場合を除く。)、当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき、登録を受けた者の一方が死亡したときは、「パートナーシップ宣誓証明書及び証明カード」を返還してください。

* 変更確認書類 …※(1)世帯全員の住民票(続柄を記載したもの)・※(2)転出先の世帯全員の住民票(続柄を記載したもの)・※(3)戸籍抄本、外国人の方は、「在留カード」及び「特別永住者証明書」を提出すること。
(住民票及び戸籍抄本については、3箇月以内に発行されたもの)

本人確認 …第5条各号に掲げる書類の提示(裏面で確認)

(裏面)

《事務処理欄》

(氏名)	(氏名)
本人確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()

*本人の顔写真が貼付されたものに限る

※ その他…(官公署が発行した免許証、許可証又は、登録証明書)
 ※ 上記の書類がない場合は、次の①のうちから1点と②のうちから1点
 ① 写真付きの学生証や法人の発行した身分証明書等
 ② 健康保険証、年金手帳、年金証書等

届出内容	<input type="checkbox"/> 住所の変更 [<input type="checkbox"/> 市内での住所変更：世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 第10条第2項ただし書：転出者の転出先の世帯全員の住民票]
確認	<input type="checkbox"/> 氏名の変更：戸籍抄本 ※外国人の方は、「在留カード」及び「特別永住者証明書」
証明書等の返選備考	<input type="checkbox"/> 第3条第2号から第4号までに掲げる要件を満たさなくなった。 ※登録削除日は、届出の日とする。 <input type="checkbox"/> 受領者の意思によりパートナーシップが解消された。 ※登録削除日は、届出の日とする。 <input type="checkbox"/> 受領者の一方が死亡した。 ※登録削除日は、死亡の日とする。
備考	有 ・ 無

確認者

(令和2年2月14日揭示済)

奈良市告示第74号

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月18日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（平成12年奈良市告示第325号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「4月及び5月」を「4月から7月まで」に改める。

第3条第1号及び第2号中「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に改める。

附則中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 平成30年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第3条の規定に該当する者の軽減割合は、別表の規定にかかわらず、居住費以外に係る利用者負担額については4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とし、居住費に係る利用者負担額については全額とする。

7 令和元年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第3条の規定に該当する者の軽減割合は、別表の規定にかかわらず、居住費以外に係る利用者負担額については4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とし、居住費に係る利用者負担額については全額とする。

附 則

この告示は、令和2年2月18日から施行し、この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（以下「新要綱」という。）附則第6項の規定は平成30年10月1日以後に提供されるサービスに係る軽減から、新要綱附則第7項の規定は令和元年10月1日以後に提供されるサービスに係る軽減から適用する。

(令和2年2月18日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第2号

奈良市小中学校給食運営検討会開催要綱を次のように定める。

令和2年2月12日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市小中学校給食運営検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における学校給食の運営に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めため、奈良市小中学校給食運営検討会（以下「検討会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 検討会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食運営の現状及び課題に関すること。
- (2) 学校給食費に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食の運営に関すること。

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、検討会への参加をを求めるものとする。

- (1) 市立小学校の校長会の代表者
- (2) 市立中学校の校長会の代表者
- (3) 栄養教諭又は学校栄養職員の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 奈良市PTA連合会の小学校代表者
- (6) 奈良市PTA連合会の中学校代表者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として同一の者に継続して検討会への参加をを求めるものとする。

(運営)

第4条 検討会の参加者は、その互選により検討会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、検討会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 教育長は、検討会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、保健給食課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、令和2年2月12日から施行する。

(令和2年2月12日揭示済)